

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年2月1日(2007.2.1)

【公開番号】特開2003-299523(P2003-299523A)

【公開日】平成15年10月21日(2003.10.21)

【出願番号】特願2003-111755(P2003-111755)

【国際特許分類】

A 45 D 40/00 (2006.01)

【F I】

A 45 D 40/00

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月8日(2006.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】唇及び瞼のメイキャップ器具であって、該器具が、適用されるべき化粧料の入っている容器、アプリケータ要素を含むアプリケータ、及び拭い取り要素であってアプリケータ要素が拭い取り要素を通じて容器から抜き出されるようになってものを含み、少なくともアプリケータ要素(3, 11, 15, 22, 42)が拭い取り要素(E)を通過している間、アプリケータ要素と拭い取り要素は、拭い取り要素がアプリケータ要素の側面全てに拭い取り状態で接触しないよう互いに異なる断面を備え、アプリケータ要素が拭い取り要素を通過した後、幾つかの化粧料がアプリケータ要素上に残ったままであり、また、アプリケータ要素の自由端の全体形状は、プラスチック材料を成形することにより得られることを特徴とする前記器具。

【請求項2】アプリケータ要素の側面は、円筒形ではないことを特徴とする請求項1記載の器具。

【請求項3】拭い取り要素は、半径方向内縁が円形である環状リップで構成されていることを特徴とする請求項1記載の器具。

【請求項4】アプリケータ要素の側面は、横断面で見て、出張りが拭い取り要素の半径方向内縁で構成された葉状部を含む輪郭を備えていることを特徴とする請求項3に記載の器具。

【請求項5】拭い取り要素は、フォームの塊から成ることを特徴とする請求項1又は2記載の器具。

【請求項6】アプリケータ要素の側面は、少なくとも一つの凹み(6, 12, 16, 23, 43, 52, 62, 63, 73, 74)を有することを特徴とする請求項1~5の何れか1項に記載の器具。

【請求項7】前記凹みは比較的浅く、その深さは好ましくは、アプリケータ要素の外径の1/4以下であることを特徴とする請求項6に記載の器具。

【請求項8】アプリケータ要素の自由端は、尖端又は面取り部の形をしていることを特徴とする請求項1~7のうち何れか1項に記載の器具。

【請求項9】アプリケータ要素の側面は、複数の長手方向に延びる凹み(6, 12, 16, 23, 43)を有していることを特徴とする請求項1~8のうち何れか1項に記載の器具。

【請求項10】アプリケータ要素の側面は、十字の形を有していることを特徴とする請求項1~9のうち何れか1項に記載の器具。

【請求項11】アプリケータ要素の側面は、リング状の凹み(52)を有していることを特徴とする請求項1~10のうち何れか1項に記載の器具。

【請求項 12】 アプリケータ要素の側面は、その自由端に向かって開口した少なくとも 1 つの凹み(6, 12, 23)を有していることを特徴とする請求項 1 ~ 11 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 13】 アプリケータ要素の側面は、その自由端から距離を置いて終わっている少なくとも 1 つの凹み(16)を有し、この距離は、好ましくは少なくとも 1 mmであることを特徴とする請求項 1 ~ 12 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 14】 アプリケータ要素の側面は、長手方向に延びるリブで分離された複数の凹みを有し、これらリブは、横断面が好ましくは丸く且つ外に凸である輪郭を備えていることを特徴とする請求項 1 ~ 13 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 15】 アプリケータ要素の側面は、横断面が丸く且つ外に凹である輪郭を備えた少なくとも 1 つの凹みを有していることを特徴とする請求項 1 ~ 14 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 16】 アプリケータ要素の側面は、軸対称を保つように配置された複数の凹み、好ましくは 2 つ、4 つ又は 6 つの凹みを有していることを特徴とする請求項 1 ~ 15 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 17】 アプリケータ要素の自由端は、形状が面取りされたものであり、該自由端は好ましくは、アプリケータの長手方向軸線と 15° ~ 45° の角度をなしていることを特徴とする請求項 1 ~ 16 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 18】 アプリケータ要素の側面は、少なくとも 2 つのリブによって分離された少なくとも 2 つの凹みを有し、これらリブの出張りは、アプリケータの長手方向軸線及びアプリケータ要素の自由端の前縁を含む平面内に位置していることを特徴とする請求項 17 記載の器具。

【請求項 19】 アプリケータ要素の側面は、嵌合部品に設けられた少なくとも 1 つの凹み(43)を有し、この嵌合部品は、好ましくはスリーブ(42)で構成されることを特徴とする請求項 1 ~ 18 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 20】 アプリケータ要素の最大横方向寸法は、2 mm ~ 6 mm の範囲にあり、好ましくは約 3 mm であることを特徴とする請求項 1 ~ 19 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 21】 アプリケータ要素の側面には、フロックが施されていることを特徴とする請求項 1 ~ 20 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 22】 アプリケータ要素の側面には、纖維の組み合わせから成るフロックが施されていることを特徴とする請求項 21 のうち何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 23】 アプリケータ要素の自由端は、尖端となっており、尖端は、ピラミッド形又は円錐形、或いは 2 つの面取り部又は切頭円錐形の形態をなしていることを特徴とする請求項 8 に記載の器具。

【請求項 24】 アプリケータが、長手方向軸線 X を有しあつアプリケータ要素 3 により延長されている末端を有する茎状部(2)を含むこと、及びアプリケータ要素の側面が軸線 X の周りに筒形になっていることを特徴とする請求項 1 ~ 23 のうちの何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 25】 アプリケータ要素の自由端が面取り部の形態をなしていること、及び葉状部の出張りが、長軸 Y が面取り端(19)の前縁を含む対称面内に位置した実質的に橢円形の曲線により構成されていることを特徴とする請求項 4 に記載の器具。

【請求項 26】 アプリケータ要素の自由端が面取り部の形態をなしていること、及び該端部が外に向かって凹又は凸であることを特徴とする請求項 8 に記載の器具。

【請求項 27】 纖維が異なる長さを有することを特徴とする請求項 22 に記載の器具。

【請求項 28】 請求項 1 ~ 27 のうち何れか 1 項に記載のメイキャップ器具のアプリケータ。